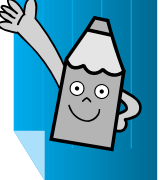




教育委員会 Information



今月号は、9月に開催された第9回定例会教育委員会と朽木東小学校・朽木中学校施設整備検討委員会の報告をします。

第9回定例会報告

9月19日開催

協議・報告

・全国学力・学習状況調査結果の取り扱いについて
個人の特定や、学校の序列化、過度の競争につながるおそれがある公表はしません。しかし、高島市全体の結果を分析・把握した上で、市内各学校への概要を通知するとともに、学習指導改善に向けた方策を具体的に提示します。
(委員からの意見)
授業改善だけでなく、家庭生活を見直すきっかけとすることが大切である。

・小中一貫教育研究開発学校の研究推進状況について
小中一貫教育に取り組んでいる「高島小学校・高島中学校」において、

ステージ1(小学1年～4年)
学習・生活における基礎・基本の定着
ステージ2(小学5年～中学1年)
個々の能力を生かした発展的な学習
ステージ3(中学2年～中学3年)
自分の将来、地域の未来を考へる生き方学習
と位置づけています。また、「未来学科」を設置し、「地域学習」「集団活動と異年齢交流活動の学習」「つながりの基礎学習」を実施します。

今後、小学生と中学生が一緒に学校行事や地域活動を実施する等の取り組みが行われます。

・中高一貫教育研究指定校等における中間報告について
県教育委員会では、平成19年度から2年間、安曇川高等学校を研究指定校として位置づけ、平成21年4月に県立中学校の開校を目指し、その間に特色ある教育内容を打ち出し、組織体

づくりや施設改修を進めます。
現在、県教育委員会・安曇川高等学校・安曇川中学校・市教育委員会による「中高一貫教育研究指定校連絡協議会」が組織され、教育目標の確認、経営方針、中高連結等が協議されています。
今後、教育課程の詳細が決められ、小学校の保護者等との懇談会が開催される予定です。

・高島市における不登校児童生徒の状況について
高島市内の小中学校において、病気等の欠席を除き、年間30日以上欠席をしている児童生徒は、平成18年度は93人です。不登校となる主なきっかけは、友人関係の問題・親子関係の問題が多く、その不登校が継続している理由としては、不安など情緒的混乱や無気力等が上げられます。

市教育委員会では、教育相談事業を充実させるとともに、不登校対応コーディネーターを中心とする校内教育相談体制を強化する一方、「高島市保幼・小・中不登校等対応担当者連絡協議会」を設置し、各校園の指導体制の充実を図り、積極的な支援

の推進を行います。

・滋賀県青年大会の結果について
8月26日(日)に開催された第56回滋賀県青年大会で、高島市が総合優勝を果たしました。

その他の協議・報告
中学生国際交流事業(米国・ポートランド派遣)、藤樹先生生誕400年祭関係、田中古墳群発掘調査など

朽木東小学校・朽木中学校施設整備検討委員会

体育館建設の基本事項を確認！

朽木東小学校・朽木中学校の体育館建て替え事業は、4回にわたる検討委員会での活発な意見交換や県内外への先進事例の視察を経て、基本事項が確認されました。
新しい体育館は小中学校の共用とすることや、主要構造は木造とし、可能な限り学校林や地元産の木材を使うということ、地域の主要な防災施設の一つとすること、さらに、学校や地域住民が積極的に参加して建設を進める方向で確認しました。

国保年金あらかると

平成20年4月から 75歳以上の方の新しい医療制度

『後期高齢者医療制度』ってなに？

本格的な少子高齢社会が訪れる中、今後安定した医療制度を続けていくために、現在の老人保健制度に変わる高齢者の医療制度が始まることとなりました。

対象となるのは？

- ・75歳以上の全ての方
- ・65歳以上で一定の障害がある方

どう変わるの？

平成20年3月31日の時点で、75歳(一定の障害のある方は65歳)以上の老人保健受給者の方は、4月1日から全員が今まで加入していた国民健康保険や社会保険等の健康保険から、後期高齢者医療制度の加入者に移行することになります。
平成20年4月1日以降に、75歳になられる方は誕生日から後期高齢者医療制度の加入者となります。
これらの手続は、自動的に行われ、届出などは不要です。

保険証はどうなるの？

受給者おひとりずつに後期高齢者医療制度の保険証(カード)をお渡しします。

保険証は、平成20年3月31日時点で75歳以上の方は3月末日までに、4月1日以降に75歳になられる方は誕生日までにお届けします。

保険料はどうなるの？

保険料は、所得に応じて全ての加入者の方に納めていただきますが、県内統一の保険料率と算定方法で、11月に開催される広域連合議会で決定されます。

保険料の納付方法は？

・原則として介護保険料と同様、毎回年金から引き落とされます。
・普通徴収
・年金が月額18万円未満の方や、介護保険と後期高齢者医療制度の保険料を合わせた額が年金額の2分の1を超えるときは、市から送られる納付書、または口座振替で納めていただくこととなります。

窓口の自己負担は？

医療機関等の窓口での自己負担は、基本的に今の老人保健制度と同じで変わりません。かかった費用の1割(現役並み所得の方は3割)を負担していただきます。

詳しい内容については、次回「保険料の特集」でお知らせします。

市町と広域連合の役割は？

お住まいの市役所・各支所が窓口となり、各種届出の受付や保険料徴収、被保険者証の引き渡しなどの手続を行い、滋賀県内全ての市町が加入する「滋賀県後期高齢者医療広域連合」では、後期高齢者医療制度の運営を行い、加入者の資格管理・保険料に関することや保険給付の支給決定等を行います。

なお、この広域連合は、平成19年2月1日に設立され、制度施行の準備を進めています。

なお、現在国では、後期高齢者の医療制度の一部見直しを検討されており、内容については今後変更になることもあります。



社会保険料控除証明書の送付について

国民年金保険料を納められた方には、11月上旬に社会保険庁から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」(八ガキ)が送付されます。これは、年末調整や確定申告で、社会保険料控除として申請する場合に必要となる大事な証明書です。大切に保管してください。

▼送付対象者

1月1日から10月1日までの間に保険料を納付された方
※10月2日から12月31日までの間に納付された方は、領収書が証明書となります。

▼控除対象額

納付された保険料の全額が対象となります。

■大津社会保険事務所

国民年金業務課
☎077(521)1789

11月の年金相談日

- 安曇川支所 11月7日(水)
 - 新旭公民館 11月22日(木)
- ※予約は、予約専用番号へお電話ください。
☎077(521)1489
(予約専用)
大津社会保険事務所



教育委員会Informationiに対するご意見等は、高島市教育委員会事務局教育総務課 ☎(32)1132 までお気軽にお寄せください。